

## 保険金受取人等の変更と利益相反取引規制

岡 田 豊 基

### 一 はじめに

会社が保険契約者となって、その代表取締役等を被保険者、会社を保険金受取人とする生命保険契約を締結した後、保険契約者・保険金受取人が代表取締役等に変更されると、当該保険契約の当初の目的が達成されなくなるとおそれが生ずるのみならず、この変更は商法二六五条（以下、本条とする）がある。）ないし有限会社法三〇条の利益相反取引に該当するゆえに、取締役会の承認ないし社員総会の認許を必要とするか否かが問題とされる可能性がある（以下、商法二六五条を中心に論ずる）。そこで、取締役による保険契約者変更（以下、契約者変更とすることがある。）および保険金受取人変更（以下、受取人変更とすることがある。）が商法二六五条の利益相反取引にあたるか否かについて検討する必要がある。

筆者はつとに、会社を保険契約者・保険金受取人とし、代表取締役を被保険者とする生命保険契約につき、取締役会の承認を得ないまま、保険契約者を代表取締役、保険金受取人を代表取締役の配偶者に変更した事案を

めぐる裁判例に関してこの問題を検討しているが、その後、より詳細な検討が必要ではないかと考えるに至り、本稿においてあらためて検討することとした。

本稿の結論を示しておく、取締役が会社を代表して行った保険契約者および保険金受取人の変更はいずれも商法二六五条の利益相反取引にあたる、と考える。

(1) 拙稿「判批」文研保険事例研究会レポート一四六号一頁(一九九九年)。

## 二 取締役会の承認を必要とする取締役による取引

### (一) 商法二六五条の趣旨

取締役が自己または第三者のために会社と取引を行う場合、および取締役以外の者との間において会社と取締役の利益相反する取引を行う場合には、取締役会の承認を受けなければならず(商法二六五条一項)、これらの取引を行った取締役は遅滞なく当該取引について重要な事実を取締役に報告しなければならぬ(同条三項)。

その立法趣旨は、取締役は会社に対して忠実義務を負っているが(商法二五四条ノ三)、取締役が会社を代表して前述の取引を行う場合には、取締役がその地位を利用して、会社の利益を犠牲にして自己または第三者の利益をはかるおそれがあるので、この取引については、取締役会の承認を必要とし、取締役会が監督するための重要な事実を取締役に報告させることにより会社の利益を確保するものである、と解されている<sup>②</sup>。

(2) 島十四郎「商法二六五条の取引の範囲と違反の効果」商法の争点(第二版)一三三頁(一九八三年)、今井宏他編。

注釈株式会社法上巻二九四頁(有斐閣・一九八四年)(田村諄之輔筆)、上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編・新版注釈会社法(六)二二五頁〜二二六頁(本間輝雄筆)(有斐閣・一九八七年)、神崎克郎「取締役会社間の取引・利益相反取

(二) 承認を受けるべき取引

商法二六五条の取引とは、その文言上、本条一項前段所定の会社・取締役間の取引（直接取引）と、後段所定の会社・第三者（取締役以外の者）間における会社と取締役との利益が相反する取引（間接取引）をいい、これらをあわせて、一般的に、取締役の自己取引ないし利益相反取引とされる。<sup>3)</sup>

直接取引として取締役会の承認を必要とするのは、取締役が会社の製品その他の財産を譲り受ける場合、会社に対して自己の製品その他の財産を譲渡する場合、会社から金銭の貸付を受ける場合、その他、自己または第三者のために会社と取引をする場合である（商法二六五条一項前段）。また、本条の文言上、取締役が当事者としてまたは第三者を代理もしくは代表して会社と取引をなす場合には、当該取締役が代表取締役であると否とを問わず、また、当該取締役が同時にみずから会社を代表する場合たると他の取締役が会社を代表する場合たるとを問わず、取締役会の承認を要する。<sup>4)</sup>

つぎに、商法二六五条一項後段は、「会社が取締役ノ債務ヲ保証シ其ノ他取締役以外ノ者トノ間ニ於テ会社ト取締役トノ利益相反スル」間接取引を対象とするが、その具体的な範囲については判例・学説に委ねられている。昭和五六年商法改正前の判例<sup>5)</sup>によると、取締役が会社を代表して、自己の債務を債務引受または保証する場合、代表取締役を兼任している他の会社の債務について保証する場合は間接取引となる。

本条の対象となる取引は、これらの取引のうち、取締役の裁量によって会社を害するおそれのあるもので、取締役と会社とのすべての財産上の法律行為とされ、有償行為のみならず、会社に対する負担付譲渡や会社が行う

取締役の債務免除等の単独行為も含まれる。しかし、その範囲は、立法趣旨から、当該取引の性質上、会社・取締役間において利害衝突の生ずるおそれのあるものに限られ、会社に不利益を及ぼすおそれのないものは除外される。<sup>(6)</sup>

(3) 田村詩子・取締役・会社間の取引一〇一頁（勁草書房・一九九六年）。

(4) 田村（詩）・前掲注（3）書一〇四頁。

(5) たとえば、最大判昭和四三年二月二十五日民集二二卷一三三三五一頁（取締役個人の債務につき当該取締役が会社を代表して債権者に対して行う債務引受）、最一小判昭和四五年三月一二日判時五九一〇八九頁（取締役個人の債務につき当該取締役が会社を代表して行う連帯保証）、最一小判昭和四五年四月二三日民集二四卷二二〇四頁（甲・乙両会社の代表取締役を兼ねている者が甲会社の債務につき乙会社を代表して行う保証）等がある

(6) 上柳他・前掲注（2）書三四頁（本間筆）。

### (三) 取引規制

取締役の行う取引が商法二六五条の取引に該当するかをめぐる判断基準について、判例は、個別・具体的性質による認定基準を採用し、承認を要する取引の範囲を限定する傾向にある。<sup>(7)</sup> これに対して、学説には、当該取引の一般的・抽象的性質に従って判定すべきであると見る見解と、現実的・個別的に、具体的取引が会社にとって公正かつ合理的であり、事実上会社を害さないとときは、当該取引は取締役会の承認を必要とする取引に該当しない、とする見解とがある。利害関係を有する取引を定型的・典型的に規制対象とする一方で、実質的に利益が相反する取引を規制すべきであらう。<sup>(8)</sup>

(7) 島・前掲注（2）論文一三三頁、西川昭「判批」金融・商事判例八三一四二頁（一九八九年）。

(8) 田村(詩)・前掲注(3)書一二八頁。

(四) 承認を受けるべき取締役等

取締役会の承認を受けるべき取締役につき、一般的には、代表権の有無にかわりなく、原則として、取引をしようとするすべての取締役をいう。<sup>(9)</sup> 承認は事後(追認)であつても差し支えない。<sup>(10)</sup> 取引を

(9) 今井他・前掲注(2)書二九五頁(田村(諄)筆)、上柳他・前掲注(2)書三〇頁(本間筆)。

(10) 今井他・前掲注(2)書二九六頁(田村(諄)筆)、上柳他・前掲注(2)書二四八頁(本間筆)、鈴木竹雄・竹内昭夫・会社法(第三版)二九二頁(有斐閣・一九九四年)。

(五) 商法二六五条違反の効果

本条一項に反してなされた利益相反取引の効果について、商法は明定していないが、判例・通説は、<sup>(11)</sup> 当該取引は会社・取締役間では無効であるが、善意の第三者との間では有効であり、会社が第三者に対して当該取引の無効を主張する場合には、この者が当該取引が取締役会の承認を得ていないことにつき悪意であつたことを立証しなければならぬ(相対的無効)、と解している。

(11) 前掲注(5)の三判例等。

(12) 鈴木・竹内・前掲注(10)書二九二頁、河本一郎・現代会社法(新訂第八版)三九七頁(商事法務研究会・一九九九年)。

### 三 保険契約者変更の利益相反性

#### (一) 保険契約者変更に関する判例

契約者変更が商法二六五条の利益相反取引にあたるか否かをめぐり判示した裁判例として、仙台高裁平成九年七月二五日決定がある。本決定は契約者変更のみならず受取人変更の利益相反取引性について判示しているので、本決定の事実の概要を紹介するにあたり、両変更に触れる。

①仙台高裁平成九年七月二五日決定(判タ九六四号二五六頁・判時一六二六号一三九頁)

#### 〈事実の概要〉

Aを代表取締役とするX株式会社(被告人)は、B生命保険会社(第三債務者)との間で、被保険者をA、保険金受取人をX会社とする生命保険契約を締結し、後に契約者変更および受取人変更の手續がなされるまで、保険料を支払った。

その三年後、Aは末期肝臓癌に罹患している旨を告げられたため、Aを議長とするX会社の臨時取締役会が開催され、X会社の事業を縮小すること等、およびAの死亡により生命保険会社から受け取る保険金は、X会社の借入金の返済および諸経費の支払に充当し、残金があればAの功労に対する功労金としてAの妻Y(相手方)に支払う旨が決議された。しかし、その後、Aは生命保険会社の担当者に対し、保険契約者をA、保険金受取人をYにそれぞれ変更したい旨を告げ、その手續を行った。これらの手續についてX会社の取締役会による承認はなかった。Aはその一ヶ月後に死亡した。

X会社は、本件の受取人変更手續は取締役会の決議内容と異なるゆえに、X会社に対する背任行為であること

等の理由から無効であるとして、Yを相手方、B保険会社を第三債務者とする保険金債権保全の仮処分を申し立てたところ、本件保険契約における保険金請求権の譲渡および質権設定処分等の禁止ならびに保険金支払禁止の仮処分決定がなされた（盛岡地裁花巻支部平成八年一〇月二一日決定（判例集未掲載））。その後、Yが保全異議の申立をしたところ、原決定（同支部平成九年六月二六日決定（判例集未掲載））は、最高裁昭和六二年一〇月二九日第一小法廷判決（民集四一巻七号一五二七頁。以下、最高裁昭和六二年判決とすることがある）を引用し、本件受取人変更は有効であるとして、仮処分決定を取り消した。

そこで、X会社は、契約者変更手続の利益相反取引性の可否をも加え、取締役会の承認のないままなされた本件保険契約の契約者変更および受取人変更の両手続は商法二六五条に反するとして、保全抗告を申し立てた。仙台高裁は以下のように決定し、請求を認容した。

〈決定要旨〉

「保険契約者変更の手続は、旧契約者と新契約者との間で、当該保険契約上の権利義務をそのまま旧契約者から新契約者に承継させることを内容とする合意であるとともに、新旧両契約者が保険者との間でも、それぞれ同様の内容の合意をすることを内容とするものと解することができる。したがって、この保険契約者変更の手続は、Xの代表取締役としてのAと個人としてのAとの間の合意、第三債務者とXの代表取締役としてのAとの間の合意、第三債務者とA個人との間の合意を含む行為ということになる。そして、Xは、この手続により、保険金受取人の指定変更権や解約返戻金受領権等を含む保険契約者としての地位を失うことになる反面、代表取締役であるAは、個人として保険契約者としての地位を取得し、右のようにXが失った各権利やそれまでXが保険料を支払ったことによる利益を取得するのである。したがって、右保険契約者変更の手続は、会社であるXと取締役で

あったAとの利益が相反する取引であると解すべきであり、Xの取締役会の承認がない以上、Xは、相手方に対し、その無効を主張することができる。」

本決定は、その前半において、契約者変更の意義を明らかにするとともに、後半において、この変更によって具体的に派生する権利・義務の得喪について検討したうえで、この変更は会社・取締役間において利益相反取引になると結論づけている。そもそも商法二六五条違反が問題とされるには、取締役が利害関係を有する取引につき会社・取締役間の利益が相反する疑いがある、という前提を必要とする限りにおいて、本決定要旨のうち、前半は取締役が利害関係を有する取引の有無を、後半は利益相反の可能性を判断しているといえる。

(13) 田村(詩)・前掲注(3)書二二六頁を参照。

## (二) 保険契約者変更の内容

契約当事者たる地位の承継を目的とする契約、すなわち、契約に基づく権利・義務のみならず、契約当事者たる地位に基づく権利(解除権・取消権等)も包括的に移転する契約の締結は可能である(契約引受)。これは、譲渡人・譲受人・契約の相手方の三者の契約で行うことができるだけでなく、譲渡人・譲受人間の契約について契約の相手方が承認すれば有効とされ、その結果、当事者が交代する。<sup>(14)</sup>

生命保険契約においても、契約引受の一類型として契約者変更が認められている。すなわち、契約者変更に関する制定法上の規定はないが、約款上、保険契約者は、被保険者・保険会社の同意を得て、その権利・義務のすべてを第三者に承継させることができる。そして、変更にあたり、保険契約者は必要書類(会社所定の請求書、保険契約者の印鑑証明、保険証券)を保険会社の本店または会社の指定した場所に提出しなければならず、保険



会社はこの変更を保険証券に裏書する、とされている（たとえば、日本生命相互保険会社・利益配当付養老生命保険普通保険約款二六条（昭和六〇年改定）。以下、約款とすることがある）。この変更により保険契約者が他者に交代し、旧契約者が有していた保険契約上の権利・義務が新契約者に包括的に移転する<sup>15)</sup>。約款規定によれば、契約者変更に関する新旧保険契約者の合意に対して、保険者および被保険者が同意することによって契約者移転の効果が生じると解しうる。それゆえに、必要書類の提出で効力が発生し、保険会社による保険証券への裏書は、すでに有効となった契約者変更の証拠機能を有するにすぎない、と解すべきであろう。この契約者変更手続は、契約引受のうち、譲渡人・譲受人間においてなされた契約者変更に関する契約について、譲渡人が締結している契約の相手方が承認する形式に該当する。それゆえに、約款においても、被保険者・保険会社の同意を得る前に新旧契約者間で契約者変更に関する合意がなされていることを必要とするのは当然である。

なお、約款では、保険者は、被保険者という契約の相手方以外の者の同意を必要としていることに契約者変更の特徴がある。この約款規定は、他人の生命の保険（商法六七四条）において被保険者の同意を当該契約の効力要件とした趣旨に対応するものであろうが、判例①は被保険者の同意については触れていない。これは、当該事案において被保険者がこの変更をした取締役自身であることから、この者の同意については触れる必要はないと考えたゆえでなかろうか。

(14) 山下孝之「生命保険の財産法的側面（四）保険契約者変更」NB1-二五七号四六頁〜四七頁（一九八二年）。

(15) 青谷和夫・生命保険契約法二八五頁（有信堂・一九六五年）。

(三) 保険契約者の権利・義務

生命保険契約に基づき保険契約者に帰属する権利・義務は、以下のように大別できる。

(a) 生命保険契約の目的である権利——死亡保険金請求権（死亡保険金受取人が権利者であるが、自己のためにする生命保険契約の場合には保険契約者に帰属する）・高度障害保険金（被保険者が権利者であるが、自己の生命の保険契約の場合には保険契約者に帰属する）・満期保険金請求権（満期保険金受取人が権利者であるが、通常は、保険契約者に帰属している）（約款一条一項）

(b) 積立金の払戻・利用を請求する権利——積立金払戻請求権（約款一条七項）・保険料の自動振替貸付請求権（約款一三条）・払済保険への変更請求権（約款一九条）・延長保険への変更請求権（約款二〇条）・保険契約者貸付請求権（約款二三条）・解約返戻金請求権（約款三三條）

(c) 生命保険契約の解約・復活・内容変更を求める権利——復活請求権（約款一五条）・契約内容変更請求権（約款一八条）・解約権（約款三三條）・保険金受取人指定変更権（約款二五條）

(d) 保険契約者配当請求権（約款三七條）

(e) 給付義務として、保険料支払義務（約款八條）、付随義務として、通知義務（約款一六條）・告知義務（約款二九條）<sup>16)</sup>

(16) 三宅一夫「生命保険契約者の地位についての一考察——『契約者変更』序説——」大森忠夫Ⅱ三宅一夫・生命保険契約法の諸問題四一八頁〜四二八頁（有斐閣・一九五八年）、山下（孝）・前掲注（14）論文四三頁〜四四頁。

(四) 検討

契約者変更が商法二六五条の利益相反取引にあたるか否かを検討するにあたり、まず、この変更が本条の取引に該当するか否かを検討し、つぎに、利益相反性の有無について検討する。取引性については判例①は明確に判示していないが、検討する必要がある。

(一) 取引性

契約者変更は、約款上、これに関する新旧契約者の合意と保険者の同意<sup>(17)</sup>によってその効力を生じる。それゆえに、商法二六五条一項に基づいて取締役会の承認を必要とする行為の取引性を考える場合、かかる合意と同意(に繋がる保険者への通知)に分けて考えるべきであろうか。契約者変更が本条一項に基づいて取締役会の承認を必要とする行為であるという前提に立つと、契約者変更の実際には、取締役が旧契約者である会社を代表して行った新契約者との合意を取締役会が承認することになるが、その際、同意を前提とした保険者への通知も承認されるところと考えるのが自然であろう。そうでなければ、新旧契約者間の合意は承認されたが保険者への通知が承認されていないなかった場合、同意に繋がる通知が無効となるからである。しかし、約款上、契約者変更は、保険者の同意を必要とするゆえに、変更に関して保険者に裁量の余地がある限りにおいて、会社・取締役間の合意だけで変更が有効になるとは限らないという特殊性を帯びる。また、保険者の同意が契約者変更の最終的な効力要件となる。それゆえに、保険者の同意に繋がる通知も取締役会の承認事項となる可能性があると考えられる。

契約者変更は、契約に基づく権利・義務のみならず、契約当事者たる地位に基づく権利も包括的に移転する法律行為であるから、約款に定められたこの変更に関する新旧契約者間の合意内容を両者間における財産の譲渡ないし分割<sup>(18)</sup>ととらえれば、取締役自身を保険契約者とした場合には、この変更の合意を会社・取締役間の直接取引

と解することができる。また、保険契約者を取締役自身に変更するケースの他に、第三者に変更することも考えられ、この場合には、当該変更の合意は間接取引と考えられる。ただし、取締役の妻等、取締役と社会的経済的に同一の生活形態を有しているものと判断できる場合には、当該変更は直接取引であると考えられなくもない。<sup>(19)</sup> つぎに、契約者変更に関する保険者の同意に繋がるこの者への通知もまた、取引性を帯びると考える。というのは、約款上、契約者変更に関しては保険者に裁量の余地があり、それゆえに取引性があると考えられるからである。この取引性は、保険者に裁量の余地が乏しい受取人変更よりも強いと考える。

以上のことから、契約者変更は会社と取締役との財産上の法律行為であると解されるゆえに、この変更は商法二六五条の取引に該当する、と解される。

#### (ii) 利益相反性

契約者変更は取締役の裁量によって取締役に利益をもたらすとともに、旧契約者である会社に不利益を及ぼすおそれがある利益相反取引なのであろうか。

保険契約者が有する前述の(a)から(d)までの権利のうち、(a)・(b)・(d)は財産的価値を持つが、(c)はこれらを取得するための権利であるから財産性が<sup>(20)</sup>ない。財産的価値を有する権利は保険契約者に対していずれも利益をもたらす。このうち保険契約者貸付請求権は返済義務を伴うので他の権利に比べて利益の程度は低いが、貸付を受けるという点において保険契約者は利益を享受する。さらに、(c)は財産性を持たないが、その内容は間接的であるにせよ保険契約者に利益をもたらす。

保険契約者が負担する義務につき、判例①は、契約者変更によって、代表取締役はそれまで会社が保険料を支払っていたことによる利益を取得するとしている。ここにいわれる利益とは、保険者の危険負担およびそれに関

係する権利をいう、すなわち、保険契約の有償契約性に関連して、会社が保険料を支払い続けたがゆえに保険契約が継続されてきたことから派生する利益をいう、と解する。それゆえに、保険料支払義務は保険契約者にとり直接的な利益ではないが、その履行がこの者にさまざまな利益をもたらす前提となるゆえに、この者に間接的に利益をもたらすといえなくもない。さらに、契約者変更によって保険契約者となった者は、原則として、もはや告知義務を負担することはないし、通知義務は保険金請求権等を実現するための要件であるから、必ずしも重い負担ではあるまい。したがって、通知義務についても新契約者に間接的にはあるが利益をもたらすといえる。これらのことから、新契約者が権利・義務を行使しない負担することによって利益を享受することとなり、契約者変更手続によってこれらが他の者に移転することは、旧契約者にとって不利益となる、と解する。<sup>(21)</sup>たとえ取締役以外の者を新契約者とした場合も同じことが言える。というのは、かかる変更は取締役の利益とはならないが、取締役の裁量によって会社を害するおそれのあるものだからである。

以上のことから、保険契約者を会社からその取締役等に変更した場合には、旧契約者である会社は保険契約者としての権利・義務を新契約者に移転することにより利益を失うのに対して、新契約者である取締役は、かかる権利・義務から派生するさまざまな利益を享受することになるので、この変更は会社・取締役間において利益相反取引となるゆえに、この変更に関して取締役会の承認がない場合には、商法二六五条に基づきこの変更は無効とされ、会社はこの変更を行った取締役に對してその無効を主張することができる、と解する。

(iii) 商法二六五条違反の効果

本条に反してなされた利益相反取引は、前述の判例・通説によれば、会社・取締役間では無効となるが、善意の第三者に對しては有効である(相対的無効説)。したがって、取締役会の承認のないまま取締役が会社を代表し

て行った契約者変更は商法二六五条に反するので、会社と取締役との間では無効となり、会社が取締役に對して保険契約者としての権利を主張しうる。これに對して、保険者がこの変更が取締役会の承認のないままなされたものであることにつき善意であれば、新契約者として保険者の同意を受けた取締役が保険契約者として扱われる、ということになるのであろうか。實務上、保険契約者からこの変更に関する必要書類を提出させている約款規定がある。この手続は契約者変更が当該保険契約において重要な意味を持つことを表していると考えられるゆえに、かかる約款規定が存在する場合において、取締役会の承認のないままなされた変更に同意した保険者には悪意に等しい重大な過失があり、会社は保険者に對してこの変更の無効を主張できる、と解する。その限りにおいて判例①の判旨は妥当である。

また、保険者はこの手続が取締役会の承認のないままなされたものであるという理由で取締役からの変更請求を拒否できるか否か、については、約款において、この変更には保険会社の同意が必要とされ、さらに、前述の本条違反の効果とのバランスを考えれば保険者は拒否できる、と解する。

(17) 約款上、被保険者の同意も含まれるが、ここでは検討の対象としない。

(18) 最判昭和四十九年九月二六日民集二八卷六号一三〇六頁を参照。

(19) 判例①は、後述するように、保険金受取人を会社から代表取締役の妻に変更したことが利益相反取引にあたることを判示するに際し、取締役と妻とは社会的經濟的に生活実態が同一であることに注目している。

(20) 山下(孝)・前掲注(14)論文四四頁～四五頁。

(21) 同旨・出口正義「判批」ジュリ一一五四号一三二頁(一九九九年)。

#### 四 保険金受取人変更の利益相反性

##### (一) 保険金受取人の指定・変更

保険金受取人の新たな指定およびその後の変更（以下、変更に限定して論ずる。）の法的性質ないし効果等に関して、判例はおおむね、最高裁昭和六二年判決に沿う傾向にある。同判決は、商法六七五条の受取人変更は、保険契約者の一方的な意思表示によってその効力を生じるものであり、意思表示の相手方は保険者であることを要せず、新旧受取人のいずれに対してなしてもよい、と判示している。これに対して、学説では、受取人変更の意思表示は相手方のあるものとして、保険者に到達することによって効力を生ずると解する見解<sup>(22)</sup>が有力であるが、<sup>(23)</sup>通説は最高裁昭和六二年判決と同様に解している。そして、保険会社に通知するだけでなく、保険証券に保険会社の承認裏書を得ることを要求する規定を挿入する約款においても（約款二五条二項・三項）、本社または支社への通知をもって対抗要件とすれば足りる、と解<sup>(24)</sup>されている。

したがって、一般的に、受取人変更は保険契約者による単独行為であり、一種の形成権であることから、商法上および約款上、保険契約者の一方的な意思表示がこの変更の効力要件となり、保険者への通知はこの者に対する対抗要件という、と解されている。

(22) 中村敏夫「他人のためにする生命保険契約」生命保険契約法の理論と実務二七〇頁（保険毎日新聞社・一九九七年）。

(23) 大森忠夫「保険金受取人指定・変更・撤回行為の法的性質」大森Ⅱ三宅・前掲注(16)書七七頁・八九頁、石田満・

商法Ⅳ（保険法）（改訂版）二九〇頁～二九二頁（青林書院・一九九七年）、西嶋梅治・保険法（第三版）三三三頁～三

三三頁（悠々社・一九九八年）、山下友信・現代の生命・傷害保険法八頁（弘文堂・一九九九年）等。

(24) 山下（友）・前掲注(23)書一二頁。

(二) 判例

受取人変更の利益相反性について判示した裁判例として、次に示すものがある。これらは、原告を会社、被告を生命保険会社とするもの(a)、原告を会社、被告を新受取人とするもの(b)、原告を新受取人、被告を生命保険会社とするもの(c)とに分けることができる。なお、判例①は、契約者変更の他、受取人変更の利益相反性についても判示しているので、時系列的には相前後するが、判例①として紹介する。

(a) 原告を会社、被告を生命保険会社とする判例

②名古屋地判昭和五八年九月二六日（判タ五二五号二八七頁）

〈事実の概要〉

X株式会社（原告）がY生命保険会社（被告）との間で、経営者大型保険共済制度規約に基づいて、代表取締役Aを被保険者、X会社を保険金受取人とする生命保険契約を締結したが、その後、Aが保険金受取人を自己の妻に変更する手続をとった。Aの死亡に伴い、Y保険会社はAの妻に保険金を支払ったところ、X会社はY保険会社に対して、本件受取人変更については取締役会の承認がなく、また、Y保険会社は承認の有無を調査していなかったから悪意に等しい重大な過失があるとして、保険金の支払を求めた。

〈判旨〉

「保険金受取人の変更が形成権の行使であるとしても、その変更が適法な形成権行使であるか否かがまず検討



されなければならず、右検討の結果適法な形成権行使であると判断されたとき初めて保険会社が右変更を拒絶しえないことになるのである。」

「X会社は資本金一〇〇万円で設立されているが、Aが死亡した現在誰が株主か全く不明であること、X会社はAの個人会社の色彩が強く、本件保険契約の締結はA一人の判断でなされ、保険金（判決文のまま（筆者）の支払もAが処理していたことなどが認められ、右事実には照らすとY保険会社においてX会社の取締役会の承認の有無について調査しなかったとしても重大な過失があるとは認められないし、他にこれを認めるに足りる証拠もない。」

本判決は、受取人変更の利益相反取引性の問題を検討するにあたり、不明確ではあるが受取人変更につきその意思表示と通知とを分けて考え、その上でこの変更権が形成権であること、この変更は適法な形成権の行使でなければならぬことを前提として<sup>(25)</sup>いる。また、明言してはいないが、この変更が商法二六五条の利益相反取引に該当すると解したうえで、X会社およびAには特殊事情の存在が認められるので、Y保険会社が取締役会承認の有無を調査しなかったことに重大な過失があったとはいえないと判示している、と解しうる。

③東京地判昭和六三年九月二六日（判時一二九九号一四四頁・判夕六九〇号二二三頁）

〈事実の概要〉

X有限会社（原告）がY生命保険会社（被告）との間で、代表取締役Aを被保険者、X会社を保険金受取人とする生命保険契約を締結したが、その後、Aが保険金受取人をX会社から取締役B等に変更する旨を届け出た。Aの死亡に伴い、X会社が保険金の支払を請求したところ、Y保険会社はB等に保険金を支払った旨を主張したが、当該変更について有限会社法三〇条一項の定める社員総会の認許がなかったことから、その効力が争われた。

〈判旨〉

「右取引に類する関係においてX有有限会社の相手方となっているのは、新受取人であるB等であつて、保険会社ではない。保険金受取人の変更は、保険会社あるいは新受取人に対する一方的意思表示をもって形成的になされ、そののみで効果が生ずるものであつて、Aの保険会社に対する届出行為は、保険契約者のなす右の一方的な意思表示であり、保険会社側が、これを受理することについて審査したり、拒否したりする裁量の余地は全くないのであり、右行為によつて保険会社は何ら経済的利益を得るものでないから、これをX有有限会社とY保険会社の取引行為、あるいはX有有限会社の取引行為を前提とするAとY保険会社との取引に当たると解するのは相当ではない。従つて、有有限会社法三〇条一項前段の規定を適用する余地はない。」

次に、保険金受取人変更行為が、同条項後段の間接取引に類するものと解すべきか否かについて検討すると、前述のとおり、保険金受取人変更行為によつて保険契約者が保険会社に対し、債務保証や債務引受の場合のように、保険契約で定められている以上の責任や義務を負うものでないことに鑑みれば、保険会社の善意悪意を問題にし、当該行為の効力への影響を論ずべき必要性も合理性もない。従つて、これについて有有限会社法三〇条一項後段の規定を適用する余地もない。

そうすると、X有有限会社が、Yに対し、Aの保険金受取人の変更行為が同条の規定により無効となると主張することはできない。」

本判決は、受取人変更につきその意思表示と通知とに分けて考えている。変更行為は保険契約者と新受取人との間でなされているのであるから、保険者はこれに当事者として関与しておらず、受取人変更により保険者が経済的利益を享受していないとして、直接的な利益相反取引性を否定する。さらに、保険契約者は契約に定められ

た以上の責任や義務を負うものではないとして、間接的な利益相反取引性をも否定する。このように、受取人変更の性質上、この変更は有限会社法三〇条の直接取引および間接取引にあたらないと明示することにより、同条の適用を否定していることに特徴がある。

判例②と判例③は、ともに原告を会社、被告を生命保険会社とする判例でありながら、まったく反対の結論を導いている。保険者を被告とする限り、この者が商法二六五条の取締役会の承認を必要とする取引とどのように関連するかについて検討しなければならぬわけであるが、受取人変更行為の間接取引性を否定する判例③の判旨には、後述するように疑問が残る。

(b) 原告を会社、被告を新受取人とする判例

④仙台地裁昭和五七年三月一八日判決（判時一〇六一号九三頁）

〈事実の概要〉

X株式会社（原告）が、中小企業における代表取締役の死亡により被る経営面での動揺から生じる損害を避けるために設けられた大型版共済制度の保険契約を締結した。しかし、その際、X会社の代表取締役Aが、本来、保険金受取人をX会社とすべきであるにもかかわらず、自己の妻Y（被告）を指定したために、Aの死亡によりYが保険金を受領するに至ったことから、X会社がYに対して保険金の返還を求めた。

〈判旨〉

「本件契約の趣旨は、Aが死亡した場合に多額の保険金をX会社にもたらし、経営基盤の不安定ないわゆる中小企業であるX会社が、代表取締役の死亡によって経営面で動揺しないようにすることを眼目とするものである」。

「Y側が、Aによる本件申込書の書き換えによって行われた、本件死亡保険金の受取人をYと指定する行為が、有効であることを主張することは、X会社との関係においては、著しく信義則に反し、許されないものというべきであつて、その意味において、X会社、Y間においては、本件契約における死亡保険金の受取人指定行為は効力を有しないこととなり、結局、受取人の指定のない生命保険契約と同様の効果を生じるものとして、保険契約者、すなわち、X会社を受取人と解するのが相当である。」

本判決につき、本判決は、Aの行った受取人指定の効力を問題としており、信義則によって解決をはかっているが、Aの行為は取締役による行為の利益相反性の見地からもその効力が問題とされる可能性もある、との指摘がある。<sup>(26)</sup>すなわち、X会社は、Aが取締役会の承認を得ないで行った受取人変更の無効を主張できる、ということである。

① 仙台高裁平成九年七月二五日決定（前掲）

〈決定要旨〉

「保険金受取人変更の手續により、会社であるXは、保険金受領権を失い、Aの妻Y（相手方）がこれを取得することになる。これは、妻が夫と社会的経済的に同一の生活実態を有していることにかんがみれば、実質的に会社であるXと取締役であつたAとの利益が相反する行為といわざるを得ない。特に前記認定のとおり、Aは、自らXの取締役会に出席し、本件保険契約による保険金をXの借入金返済及び諸経費の支払に充当する旨の決議に参加しながら、その五か月余り後に保険金受取人変更の手續をしているのであり、その背信性は大きい。もっとも、保険金受取人を変更する権利が留保された生命保険契約における保険金受取人を変更する旨の意思表示は、保険契約者の一方的な意思表示によって効力を生ずるものである……が、商法二六五条一項の取引とは、

必ずしも契約に限られるものではなく、右のような単独行為について、その適用あるいは類推適用を排除するものではないと解すべきである。

したがって、右保険金受取人変更の手続については、代表取締役であるA自身の取引と同視し得るものとして、商法二六五条一項を類推適用することができるものと解すべきであり、Xは、相手方に対し、その無効を主張することができる。

なお、前記認定の事実によれば、この保険金受取人変更の手続がX代表者であるAによる行為ではなく、保険契約者変更手続によって新たに保険契約者になったA個人による行為であると解する余地がないではない。しかしながら、前示のとおり、保険契約者変更の手続自体が商法二六五条一項に違反して無効であり、A個人を正当な保険契約者とすることはできないのであるから、いずれにしても保険金受取人変更の手続を有効なものと解することはできない。」

本決定は、受取人変更に伴う権利関係の変化に基づき、この変更利益相反性を認め、商法二六五条の類推適用の可能性も認めている。さらに、本件では、他の事例とは異なり、前述のように、契約者変更の効力についても争われていることから、この変更の無効に起因して、受取人変更も無効であることを明示している。

(c) 原告を新受取人、被告を生命保険会社とする判例

⑤ 高知地判昭和五九年九月二七日（文研生命保険判例集四卷八七頁）

〈事実の概要〉

A株式会社代表取締役Bは、Y生命保険会社（被告）との間で、自らを被保険者、その相続人X等（原告）を保険金受取人とする生命保険契約二件を締結したが、その後、保険契約者および保険金受取人ともにA会社

に変更した(第一変更)。また、A会社はこれと並行して、Y保険会社との間で、Bを被保険者、自らを保険金受取人とする生命保険契約四件を締結した。その後、当該契約全六件について、保険金受取人をX等に変更した(第二変更)。Bの死亡により、XはY保険会社に対し保険金の支払を求めたが、Y保険会社はA会社から、第二変更の通知につき取締役会の承認がないためXに保険金を支払わないでほしいとの申出を受けたので、民法四九四条後段により、保険金全額を供託した。これに対して、Xは、商法二六五条は会社保護を目的としていることから会社が援用すべきであり、第三者であるY保険会社は無効を主張できない等と主張して、保険金の支払を求めた。

〈判旨〉

「本件各保険契約者であるA会社よりY保険会社に対し、本件各保険金の受取人を亡Bの相続人であるXらに変更したことについて取締役会の承認がなされていないことを理由に、その支払をしないようにとの申出があったため、Y保険会社が民法四九四条後段の要件に当たるとして本件保険金を供託したことにつき、右供託は右民法の法条の要件を充す有効なものとみられる。ただし、本件各保険契約者である株式会社(A)の当時の代表取締役である亡Bが本件各保険金の受取人をA会社から亡Bの相続人であるYらに変更した行為は、A会社とその代表取締役である亡B間の利害の対立する事項について亡BがA会社に不利になり亡Bに有利になる行為をなしたものとみられるから、右は会社と代表取締役間の利害相反行為として商法二六五条一項により取締役会の決議を要すると解される。しかるに、本件各保険契約者であるA会社からY保険会社に対し、右保険金受取人の変更を認める取締役会の決議がなかったとして、その支払をしないようにとの申出があった以上、右決議の存否、効力についての確な判断ができない立場にあるY保険会社としては、本件各保険金受取人を確知できず、かつ、それについて過失がないものと考えられるからである。」XがY保険会社は商法二六五条の無効を主張できないと主張

する部分については、「A会社から商法二六五条の違反があるとして、Y保険会社に対し前示の要求があったのであるから、仮にX主張の前提に立ったとしてもY保険会社が本訴においてXから右要求があったことの主張がでないとする理由はない。」

本判決は、受取人変更は会社・取締役間において利益相反の可能性があることを明示しており、<sup>(27)</sup>それゆえに、判例②と同じように、無効な変更通知は効力がないと解しているように思える。また、保険会社についてこの変更の無効の主張を認めている点にも特徴がある。

⑥大阪地判平成三年八月二六日（文研生命保険判例集六卷三八〇頁）

〈事実の概要〉

A株式会社がY生命保険会社（被告）との間で、代表取締役Bを被保険者、A会社を保険金受取人とする生命保険契約を締結した。その後、BがY保険会社に対して、保険契約者および保険金受取人を自己の妻X（原告）に変更する意思を表示し、保険契約者の変更については保険会社の同意を得た。Bの死亡後、XがY保険会社に対して保険金の支払を求めたが、Y保険会社は保険金受取人等の変更の意思表示は、商法二六五条の利益相反取引に該当するので、Bによる受取人変更の意思表示は取締役会の承認がなかったゆえに無効であるとして、支払を拒否した。

〈判旨〉

「保険金受取人変更の意思表示は、保険者の同意・承諾を要せずに、保険契約者の一方的な意思表示のみによって効力を生じる単独行為であり、その相手方も保険者に限られず、新旧保険金受取人のいずれに対してなしても差し支えなく、この場合にも、保険契約者の意思表示によって直ちにその効力を生ずるもので、保険者に対す

る通知は對抗要件にすぎないものと解される……。保険金受取人の変更行為のこのような性質やそれが保険者にとって何ら経済的利益をもたらすものではないことを考慮すると、右行為は、商法二六五条一項前段及び後段が規制の対象として予定するところの会社と取締役あるいは会社と第三者の『取引』とはいいがたく、また、保険者としては、保険金受取人の変更行為について取締役会の承認がないことを理由に変更を拒否する余地はないのであるから、右行為は、取締役会の承認の有無に関する第三者（保険者）の主観的態様を基準に会社から無効主張する可否を決しようとする相対的無効説の考え方にも親しまないものであって、結局、これについては商法二六五条の規制は及ばないものと解するのが相当である。さらに、仮に保険金受取人の変更行為に関して商法二六五条の適用を肯定するとしても、同条は会社の利益保護を目的とするものであるから、第三者である保険者が取締役会の承認がないことを理由に保険金受取人の変更行為の無効を主張することは許されないと解すべきである。

本判決は、受取人変更の性質に触れたうえで、それが保険者に経済的利益をもたらすものではないこと、および保険者がこの変更を拒否する余地はないことを理由として、受取人変更につき商法二六五条の取引性を否定している。さらに、商法二六五条は会社の利益保護を目的とするものであるから、第三者である保険者が取締役会の承認がないことを理由に受取人変更行為の無効を主張することは許されないと結論づけている。

以上の判例を、商法二六五条の取締役会の承認を必要とする利益相反取引性の成否を基準にまとめると、以下のようになる。

(a) 原告を会社、被告を生命保険会社とする判例

判例②——肯定（ただし、会社の特殊性を理由に、保険会社の無過失を認定）



判例③——否定

(b) 原告を会社、被告を新受取人とする判例

判例④——信義則違反を理由に肯定

判例①——肯定

(c) 原告を新受取人、被告を生命保険会社とする判例

判例⑤——肯定

判例⑥——否定

これらのことから、判例では、被告を新受取人とする場合には利益相反取引性が肯定され、取締役会の承認がなかったことを理由に会社側の請求が認められているが、被告を生命保険会社とする場合には、利益相反取引性をめぐる裁判所の判断は揺れているととらえられる。また、後者の場合には、裁判所は、保険会社に取締役会の承認の存否につき調査する義務のあるか否か、そして、承認がないと判明した場合には、取締役からの受取人変更の通知を拒否する義務があるか否かについても判断することが求められている。

(25) 小林登「判評」生保百選(増補版)一三二頁(一九八八年)、黒沼悦郎「保険金受取人の変更と利益相反取引」文研論集九二号二八頁～二九頁(一九九〇年)。

(26) 中西正明「判批」商事法務一〇八五号九八頁(一九八六年)。

(27) 受取人変更が単独行為であり、第三者利益保護の必要性が薄いことから、否定的に解すべきであるとの批判がある(今村金弥「判評」生保百選(増補版)二五三頁(一九八八年))。

(三) 学説

受取人変更の利益相反性に関して、これを否定する学説もあるが、学説の多くは肯定的に解する。すなわち、この変更は、保険契約者の一方的な意思表示によってその効力を生ずるもの、かかる形成権の行使であることは利益相反性を失わせるものではなく、取締役個人またはその妻への変更も利益相反取引にあたりと解する。ただし、肯定説はこの変更に関する解釈の違いから、以下のように分かれる。

〈肯定説〉

(a) 間接取引に該当するとする見解

代表取締役による受取人変更も、保険金受取人を会社から代表取締役と経済的一体性を有する妻へ変更する場合には、取締役個人に利益を与え、会社に不利益を及ぼす利益相反取引関係を肯定できるから、間接取引に該当する、と解する。<sup>(28)</sup>

(b) 直接取引に該当するとする見解

判例①につき、夫婦の社会的経済的に同一の生活実態を理由に、妻への受取人変更を夫である取締役自身の取引(直接取引)と同視して、商法二六五条の類推適用を認める。<sup>(29)</sup>

(c) 保険金受取人変更の意思表示は会社・取締役間の直接取引、変更の通知は会社・保険会社間の間接取引に該当するとする見解

保険金受取人を会社から取締役に変更する旨の意思表示は、会社に不利益を与え取締役に利益を与える意味において、会社・取締役会間の利益相反する直接取引であるのに対して、現行の約款を前提とすると、この変更の對抗要件とされる保険証券への承認裏書に保険会社の裁量の余地があると解することによって、変更通知を会社・

保険会社間の間接取引と構成し、保険会社との関係においても、利益相反取引に関する会社の利益を一定の範囲で保護することが可能である、と解する。<sup>(30)</sup>

(d) 直接取引・間接取引のいずれにも該当しないと見る見解

受取人変更に対する利益相反規制の適否は、保険契約者たる会社の利益保護の観点からのみ判断しうる、すなわち、この変更は直接取引・間接取引のいずれにも属さないが、会社が負担拠出する保険料と対価関係にある保険金請求権を会社から取締役取得させ、会社に保険料のみを負担させることになる変更行為は、利益相反規制の適用の下で取締役会・社員総会のコントロール(変更の意思決定とその意思表示に関する代表権の授権)に服せしめるべきであり、違反行為はすべての関係(保険者に対しても)において民法一一三条の類推適用により無効である、と解する。<sup>(31)</sup>

〈否定説〉

受取人変更の意思表示は、取締役が新受取人となる場合には、その意思表示によって取締役が保険金受取人としての地位を取得するから、取締役との関係においては、利益相反としての問題が生じる余地はあるが、保険会社との関係においては、保険会社が保険金受取人の地位を取得するわけではないので、利益相反の問題とはならず、単に受取人変更手続がその様式に適った方法でなされたかどうかの問題となるにすぎない、と解する。<sup>(32)</sup>

(28) 石田満「判批」法教八二号一一〇頁(一九八七年)および小林・前掲注(25)判批三二二頁(以上、判例②に関して)、中西・前掲注(26)判批九八頁〜九九頁(判例④に関して)。中西教授は、取締役が会社を代表して行った保険金受取人指定行為を無効とするにあたり、当該行為を利益相反取引とする解釈の他に、当該取締役の代表権の濫用と解釈することの可能性を指摘される(同所)。森本滋「判批」私法判例リマークス一九九〇・一九二頁(一九九〇年)お

よび上原理子「判批」文研事例レポート六六号七頁（一九九一年）（以上、判例③に関して）、八木邦治「判批」文研事例レポート八七号一四頁（一九九三年）（判例③⑥に関して）、藤田友敬「保険金受取人の法的地位（二）―保険契約者の債権者との利害調整を中心として―」法協一〇九巻六号一〇四五頁（一九九二年）。山下（友）・前掲注（23）書四九頁も同旨であろう。

(29) 出口・前掲注(21)判批一三一頁。

(30) 黒沼・前掲注(25)論文三四頁(判例②に関して)。

(31) 西川・前掲注(7)判批四六頁(判例③に関して)。

(32) 甘利公人「判批」熊本法学六一号八三頁（一九八九年）および石井文邦「判批」判タ七六四号七四頁―七五頁（一九九一年）（以上、判例③に関して）。

#### (四) 検討

##### (i) 視点

受取人変更には、保険契約者による変更の意思表示と保険者への通知という二つの異なった法律行為が存在する。すなわち、判例・通説によれば、保険契約者による受取人変更の意思表示によって、保険契約者と新旧受取人との間において受取人変更の効力が発生し、その結果、旧受取人は保険者に対する保険金請求権を一方的に剝奪されるとともに、新受取人は一方的に授与される。これに対して、保険者に対する対抗要件として、保険契約者がこの変更を保険者に通知することにより、通知から派生する直接的な効果は保険契約者と保険者との間に生じ、その結果として、保険者において旧受取人から新受取人へと取扱が変更される。

このように、変更の意思表示およびその通知という、二つの異なった法律行為からなる受取人変更では、これ

に関係する者が異なっているだけではなく、判例②が示しているように、この変更が適法であったか否かを検討する場合には、適法な形成権の行使としての通知の存否を判断すべきであるから、受取人変更の意思表示とその通知とに分けて考えるべきである、と解する。それゆえに、この変更の意思表示に関連して、誰が最終的に保険金の帰属主体となるのかということと、通知に関連して、保険者は誰に保険金を支払えば免責されるのかということとに分けるべきであると考え<sup>33)</sup>。それゆえに、新受取人が訴訟の相手方となる場合には、前者の視点に立って、保険者が相手方となる場合には、後者の視点に立って判断すべきことになる。

もし受取人変更を商法二六五条の取締役会における承認を必要とする行為であると解すると、当然のことながら、保険金受取人を会社以外の者に変更するにあたり、商法二六五条に基づいて取締役会の承認を受けなければならぬ。その内容は、受取人変更の意思表示（効力要件）と、保険者への通知（對抗要件）ということとなる。この問題を検討するにあたっては、①他人のためにする保険とした当該保険契約の目的、および②会社利益の確保の視点を基礎とすべきであろう。取締役会の承認を受けていない行為の無効は相対的無効とされているので、受取人を取締役以外の者に変更する場合、自分の知らないうちに受取人に指定された者は取締役会の承認のないことにつき悪意の可能性は低い。それゆえに、前述の①②の視点が重要であると考えれば、保険者に対して無効を主張しうる余地を残しておく必要があるのではないかと考える。それゆえに、受取人変更の意思表示のみならず、その通知をも利益相反取引規制の枠の中で検討する対象にすべきであると考え<sup>34)</sup>。

(ii) 取引性

受取人変更の取引性を検討するにあたっては、保険契約者による受取人変更の意思表示と保険者への通知とに分けてそれぞれの取引性を検討することにする。

受取人変更の取引性について触れている判例は③⑥である。これらは会社が保険者に対して保険金の支払を請求している事案であるゆえに、そこで検討すべきは、保険者は誰に保険金を支払えば免責されるかということであり、有効な変更通知の存否を問題とすべきであろう。したがって、それに先立って、受取人変更が有効かつ適法になされたか否かが確認されなければならないはずであるが、これらの判例ではその点に関する検討が十分になされているとはいえない。<sup>(34)</sup>この指摘は判例⑤にも妥当しよう。また、判例①は、「右保険金受取人変更の手續については、代表取締役であるA自身の取引と同視し得るものと」判示していることから、この変更を直接取引とみなしているように解しうるが、判例③⑤⑥と同じことを指摘しうる。

学説では、(c)説、(d)説および否定説がいずれも意思表示と通知の二つに分けて考察しているのに対して、(a)説は、主として、保険者に対する変更通知について論じるものである。<sup>(35)</sup>また、(b)説は、判例①が前述のように判示していることから、受取人変更を直接取引と扱っていると解釈されているが、かかる解釈はこの変更の意思表示について論じたものであるとらえれば、理解できる。

さて、保険契約者により受取人変更の意思表示がなされると、保険金請求権は旧受取人から新受取人に移転するわけであるから、この段階では保険契約者と新旧受取人との関係だけが存在し、保険者は登場してはこない。これを会社と受取人変更の意思表示をした取締役との関係に照らしてみると、取締役と旧受取人である会社との関係と取締役と新受取人との関係という二つ局面が生ずる。すなわち、取締役による受取人変更の意思表示が適法かつ有効な意思表示であれば、それによって保険金受取人であった会社はその立場を失い、その結果を甘受せざるを得ない。そして、新受取人に指定された者は「当然」に、すなわち、保険金受取人に指定されることに同意することなく、保険契約上の利益である保険金支払請求権を享受する(商法六七五条)。また、前述の

ように商法二六五条の直接取引とは会社・取締役間の取引であり、間接取引とは取締役と取締役以外の第三者との間の取引をいい、その効果が会社に及ぶものである。これらに基づいて取締役による受取人変更の意思表示を考えると、この意思表示とは、取締役の裁量によって、会社に帰属していた保険金請求権を会社以外の者に帰属させる行為である。会社以外の者とは、取締役自身および取締役以外の第三者をいう。したがって、取締役自身を保険金受取人に変更した行為は、会社・取締役間において権利の帰属主体を変更するという法律関係の変動を生じさせるものであるゆえに、両者間における直接取引となる。これに対して、取締役以外の者を指定した場合には、どのように解すべきであろうか。会社に帰属していた保険金請求権を取締役以外の者に帰属させるとすると、たとえ新受取人がこの変更を知らない場合であっても、この者は第三者としてこの権利関係の変動に関与するので、この行為は間接取引となろう。ただ、たとえば取締役の妻等を指定した場合には、判例①のように、妻と夫が社会的経済的に同一の生活実態を有しているとらえれば、この指定は取締役自身の指定と同視して、直接取引と解することもできないわけではない。<sup>(37)</sup> また、受取人変更の意思表示は、一方的な意思表示であるから取引になじまないということも考えられるが、商法二六五条の取引は、有償行為のみならず単独行為も含まれると解されているので、この意思表示も本条の取引にあたる、と考えるべきであろう。<sup>(38)</sup>

つぎに、通知行為は保険契約者と保険者と間で行われ、通知の結果、保険者において旧受取人から新受取人と取扱が変更される。かかる関係を取締役と会社との関係に照らしてみると、保険金受取人を会社から取締役等に変更する意思表示をした取締役がその旨を保険者に通知することによって、権利関係の変更という前述の効果が発生する。この結果、会社は保険者に対して保険金受取人としての権利を行使することができなくなるわけであるから、この変更通知は取引性を有するものであり、会社はこの変更通知という取締役と第三者である保険会

社との関係には間接的に関与している。したがって、取締役によるこの変更通知は会社・取締役間の関係においては間接取引であると解する。<sup>39)</sup>

その限りにおいて、原告を会社とし、被告を生命保険会社とする判例③は、受取人変更において保険者が関係する通知の側面について判示しているものと考ええると、変更通知は会社・取締役間の行為ではないから直接取引にあたらないという点は支持できるが、間接取引にあたらないとする部分においてはその根拠は支持できない。判例⑥についてもほぼ同様のことが指摘できる。

### (iii) 利益相反性

商法二六五条の取引は、取締役の裁量によって会社を害するおそれのあるもので、その範囲は、立法趣旨から、取引の性質上、会社・取締役間において利害衝突の生ずるおそれのあるものに限られるべきである、と解されている。それゆえに、取締役による取引の利益相反性をみるには、当該取引が直接取引であれ間接取引であれ、取引の効果が取締役に利益になるのに、会社に不利益になるか否かの視点で判断すべきことになる。

受取人変更の取引性について触れている判例には①③⑤⑥がある。判例①⑤では、保険金受取人を会社から取締役の相続人ないし妻に変更した行為は、会社と取締役間で利害が対立する事項について、取締役が会社に不利になり自己に有利になる行為をなしたものとされている。これに対して、判例③⑥はこの変更は保険者に経済的利益をもたらずものではないので、商法二六五条の取引とはいえないと判示している。

学説では、(a)説、(b)説および(c)説が前述の視点で判断しており、受取人変更が直接取引であるか間接取引であるかについて理解を異にするが、その視点は支持できる。また、他人のためにする保険について対価関係から論ずる見解は、この問題は、保険契約者である会社と新受取人である取締役またはその親族等の間に対価関



係としての贈与の関係があることにより利益相反取引とされる、と説く。<sup>(40)</sup>

以上のことを踏まえて、まず、受取人変更の意思表示の利益相反性について検討する。生命保険契約では、保険契約者が保険料を支払った後、保険事故の発生ないし満期の到来を条件として、保険金受取人が保険金等を受領する。保険金受取人に帰属するのは、原則として、保険金請求権のみであるから（商法六八三条一項・六五二条、約款一条）、保険契約者と保険金受取人とは、前者が保険料の支払という出捐を行うのに対して、後者は保険契約の効果として派生する保険金の受領という利益を享受する関係にある。それゆえに、受取人変更によって取締役が新受取人になった場合には、取締役が利益を享受し、会社がそれを失う限りにおいて、会社・取締役間において明らかに利益相反が生ずる。さらに、たとえ新受取人が取締役の妻等の親族であっても、判例①が示すごとく、取締役とその親族には社会的経済的に同一の生活実態があると考えると、利益相反の可能性がなくなるわけではない。<sup>(41)</sup> また、商法二六五条の取引の中には、前述のように、単独行為も含まれると解されているので、保険契約者による受取人変更の意思表示という形成権の行使は、利益相反性を失わせるものではない。

つぎに、受取人変更通知の利益相反性について検討する。前述の否定説は、保険金受取人が変更されても保険会社がこの地位を取得するわけではないので、この変更は利益相反の問題とはならず、変更手続がその様式に合った方法でなされたかどうかの問題となるにすぎない、と説く。<sup>(42)</sup> しかしながら、取締役の行為につき利益相反が問われるのは会社・取締役間であることは前述の通りであるから、保険会社による地位取得の有無はこの対象にはなるまい。また、保険会社は届出による裏書変更を對抗要件確保のため事務的に行うものの、会社・取締役とは何ら取引関係に入らないので、利益相反取引については会社・取締役間で処理されるべきであるとする見解がある。<sup>(43)</sup> しかしながら、判例④が指摘しているように、会社を保険金受取人とする生命保険契約の趣旨は、代表取

締役が死亡した場合に多額の保険金を会社にもたらし、会社が代表取締役の死亡によって経営面で動揺しないようにすることを眼目とするものであるから、保険金受取人を会社から取締役等に変更すると契約の当初の目的から逸脱することになる。このような生命保険契約の場合には、会社が当事者あるいは関係者として登場しない他の生命保険契約における受取人変更に比べて、保険会社はこの変更について慎重に対応する必要がある。保険実務上、保険契約者と保険金受取人とがともに会社で、被保険者を当該会社の取締役とする生命保険契約につき、保険金受取人を会社から取締役等に変更する際、約款記載の必要書類（会社所定の請求書、保険契約者の印鑑証明書、保険証券等）の他に（約款二五条二項）、受取人変更に賛同した取締役の印鑑証明書ないし会社の取締役会議事録等の提出を要求している保険会社がある、とされる。<sup>(44)</sup>この手続は、当該保険会社が前述の必要性を認識していることの結果であり、通知に関する裁量権を有していると解されるから、<sup>(45)</sup>取締役が会社を代表して行った受取人変更の通知は利益相反取引に該当すると考える。

以上のことから、受取人変更は直接取引・間接取引のいずれにも該当しないと見る見解によれば、取締役会の承認のない変更通知を民法一一三条の類推適用により無効と解することも可能であろうが、<sup>(46)</sup>この変更を商法二六五条の問題ととらえ、保険会社を本条の会社・取締役間の利益相反取引の中に取り込み、その法理をもって取締役の行為を規制するとともに会社の利益を保護するほうが、本条の趣旨から望ましいだけでなく、会社を保険金受取人とする生命保険契約の当初の目的に沿った解釈である、と考える。

(iv) 取締役会における承認の範囲

受取人を会社から取締役等に変更する行為は取締役会で承認を必要とする行為であると解すると、その承認の内容は受取人変更であるということになる。受取人変更は保険契約者による変更の意思表示と保険者に対する通

知とからなるわけであるから、双方が承認されなければならぬと考えられる。それゆえに、取締役会で受取人変更の意思表示は承認されたが、保険者への通知が承認されていなかった場合には、当該通知は無効となるから保険者との関係では新受取人は保険金を請求しえないことになる。しかし、これは自然のことではあるまい。取締役会における議題が受取人変更とされた場合であれば、変更の意思表示のみならず保険者への通知もまた承認の対象とされると考えるべきであろう。さらに、変更の意思表示のみが議題とされる場合であっても、同様であると考える。

(v) 保険者の調査義務と裁量権

保険者は受取人変更につき取締役会の承認があったことを調査する義務を負うか否かにつき、判例②はこれを肯定し、判例⑤は否定するが、保険者は調査義務を負うと解すべきであろう。ただし、保険者に利益相反であることを認識していなかったことに重大な過失がない場合には、調査義務はないと考えるべきであろう。<sup>(47)</sup>

そして、保険金受取人を会社から取締役等に変更する際には、当該会社の取締役会議事録等の提出を要求している取扱が実務において定着すれば、保険者が調査をしないで保険金を支払った場合には、重過失があると判断されよう。<sup>(48)</sup> その調査の程度について、取締役会議事録の機密性を理由に、代表取締役から議事録の承認がある旨の念書を求めれば足りるとする見解があるが、<sup>(49)</sup> 保険者が積極的に調査する義務を負うものではないものの、取締役を被保険者とするこの保険契約の性質から判断して、前述した実務における取扱を継続すべきであると考えられる。

また、保険者に取締役からの通知が無効であることを理由に、保険金受取人の変更を拒みうるのであろうか。判例⑤は拒みうるとするが、判例③⑥はいずれもこれを否定する。約款では、保険契約者から通知を受けた保険会社が保険証券にその旨を裏書することをこの変更の対抗要件とする旨が定められている(約款二五条三項)。こ

の場合、保険者に通知を拒みうる裁量権がないと考えると、保険者はたとえ悪意であっても、不当な変更を受け入れることにより、新受取人に保険金を支払うことになる。しかし、判例②のごとく、受取人変更の通知は正當な形成権の行使であるべきであると考えること、および、保険者には取締役会による承認の存否に関する調査義務があると考えることによって、保険者には裁量権の余地はあり、通知を拒みうる、と解する。<sup>(50)</sup>

(vi) 無効の効果

商法二六五条の利益相反取引につき、一般的には、それを相対的無効と解し、取締役が取締役会の承認を得ないでなした行為は会社・取締役間では無効であるが、善意の第三者との間では有効とされる。したがって、会社は、第三者に対して当該取引の無効を主張するためには、この者が当該取引が取締役会の承認のないことについて悪意であることを立証しなければならない。

判例③⑥は、会社が保険者に対して保険金の支払を請求する事案において、いずれも利益相反を否定しており、無効の効果について触れていない。さらに、判例①は、会社が新受取人に対して保険金の支払を請求する事案において、受取人変更の利益相反性を認めているが、この変更を直接取引と解しており、第三者の悪意については判示していない。また、判例②は、保険者の調査義務を肯定しながらも、会社の特殊事情の存在を認め、保険者に調査に関する重過失はなかったとしている。

保険金受取人が取締役に変更された場合、会社は保険者がこの変更が悪意であったことを証明しなければならぬ。また、新受取人から保険金支払の請求があっても、会社からこの変更無効の通知を受けている保険者はそれを拒否すべきであり、これを支払った保険者は重大な過失があったとして、会社に対し保険金を支払う責任を負う。さらに、変更に関する書類等の提出を求める実務においては、保険者が行った調査の内容に基づいて、こ

の者の悪意の存否につき判断すべきことになる。また、新受取人として取締役自身や経済的社会的一体性が認められる者が指定された場合には、第三者の悪意を論ずることなく、この変更の無効を主張できるであろうから、会社は新受取人に対して請求すれば十分かもしれない。

保険金の支払をめぐることは、取締役による取締役会の承認のない受取人変更が判明した時期が保険金支払の前か後かの違いにより、当事者および目的の異なるケースが以下のように生じる。

まず、この変更が保険金の支払前に判明した場合には、(α)被保険者である取締役が死亡する前に判明するケースと、(β)死亡後に判明するケースとが考えられる。前者では、取締役がこの変更の意思を表示したにとどまり、保険者に対する対抗要件が具備されていない場合(α―一)には、会社は取締役に對して、その無効を主張し、保険者に対して手続の中断を請求することになり、さらに、会社と保険者との関係において、会社は保険者に対してこの変更の無効を主張することになる(α―二)。これらの場合には、保険者の悪意が問題となる。これに對して、後者では、会社と保険者との関係(β―一)、新受取人と保険者との関係(β―二)および会社と新受取人との関係(β―三)が生じる。このうち(β―一)では、会社は保険者に対して変更の無効を主張し、保険金の支払を請求することになり、保険者の悪意が問題となる。(β―二)では、新受取人が保険者に保険金の支払を請求したところ、この変更が利益相反であることを理由に、その支払を拒否された場合には、新受取人はその利益相反性を否定することになる。判例⑥がこのケースにあたる。つぎに、(β―三)では、会社が新受取人による変更の無効を主張したうえで、それが認められれば、保険者にこの変更の無効を主張し、保険金の支払を請求することとなる。この場合、会社は、新受取人の悪意を立証する必要がある。判例①がこのケースに類似している。つぎに、保険金支払後にこの変更が判明した場合には、会社と保険者との関係(γ)と会社と新受取人との関

係(σ)が生じる。判例②③が(γ)のケースに該当するが、この場合、新受取人に保険金を支払った保険者は、判例③のように、準占有者への弁済(民法四七八条)を主張する可能性もある。この変更の無効を對抗されるのは、保険者が取締役会の承認があつたことについて悪意または重過失があつた場合に限られるとすると、保険者は受取人変更の手續に参与しているわけであるから、この弁済が認められるのは、保険金支払について債務者である保険者が当該弁済につき善意・無過失でなければならぬことと関連して、もはやこの弁済は問題にならない、と考えられる。<sup>(51)</sup>そして、会社に保険金を支払った保険者は、新受取人に対して不当利得による返還を請求することになる。この場合には、会社は保険者の悪意を立証する必要がある。つきに、(σ)は判例⑤でみられるケースであるが、会社は新受取人に対して不当利得による返還を請求することにならう。<sup>(52)</sup>(σ)は、会社が保険者に対して請求したところ、それが認められなかった後においてとりうるケースでもある。

(33) 同様の観点に立つものとして、西川・前掲注(7)判批四五頁、黒沼・前掲注(25)論文三一頁、八木・前掲注(28)判批一四頁。

(34) 黒沼・前掲注(25)論文三一頁(判例③につき)。

(35) ただし、(a)説の中には、保険金受取人の指定変更を間接取引としながら、「保険金受取人の指定行為それ自体によって無償の対価関係が形成されると考えられる場合には、指定行為自体が二六五条違反で無効である」と解する見解がある(藤田・前掲注(28)論文一〇四五頁〜一〇四六頁)。この見解は変更の意思表示と通知とを分けて考察している、ととらえうる。

(36) 出口・前掲注(21)判批一三二頁。

(37) 拙稿では、受取人変更の意思表示と保険会社に対する通知とをあわせて受取人変更手続と位置づけ、保険契約者

が行うこの変更手続は、会社と取締役とが直接の当事者となっていない保険契約に基づいて行われたものであるという意味において間接取引であたる、と解しているが（拙稿・前掲注（1）判批九頁）、この変更手続については、変更の意思表示と通知とに分けて検討するほうが厳密であると考えるので、本文のような解釈とする。

- (38) 黒沼・前掲注(25)論文三三頁を参照。
- (39) 黒沼・前掲注(25)論文三五頁。
- (40) 藤田・前掲注(28)論文一〇四五頁、山下（友）・前掲注(23)書四九頁。
- (41) 小林・前掲注(25)判批二二頁。
- (42) 甘利・前掲注(32)判批八三頁。
- (43) 石井・前掲注(32)判批七六頁。
- (44) 西川・前掲注(7)判批四六頁、上原・前掲注(28)判批七頁、八頁。
- (45) 黒沼・前掲注(25)論文三一頁。
- (46) 西川・前掲注(7)判批四六頁。
- (47) 黒沼・前掲注(25)論文三五頁、三六頁。
- (48) 上原・前掲注(28)判批八頁。
- (49) 八木・前掲注(28)判批一五頁。
- (50) 黒沼・前掲注(25)論文三五頁。なお、商法二六五条は会社利益の保護を目的とする規定であり、しかも、第三者は意図した効果をその取引が有効なことによって得たはずだから、第三者が無効を主張することは許されない、との見解がある（龍田節・会社法（第八版）七七頁（有斐閣・二〇〇一年））。この第三者に保険者が含まれるものではないと考える。というのは、保険者が受取人変更を保険証券に裏書することによって対抗要件が充足されるが、これは保険者の意図した効果ではないからである。

(51) 黒沼・前掲注(25)論文三六頁〜三七頁。

(52) 藤田・前掲注(28)論文一〇四五頁〜一〇四六頁。

## 五 おわりに

契約者または受取人を会社から取締役等に変更する行為は、会社・取締役間において利益相反取引にあたるので、商法二六五条の取締役会の承認を必要とする、と解する。ただし、商法二六五条の適用には弾力的な取扱が要求されることが多く、受取人変更についても、取締役の遺族の保護と会社債権者の保護等の種々の利害関係を配慮して、個別具体的に慎重に検討することが妥当であるとの指摘がある<sup>(53)</sup>。さらに、判例②のごとく、実質的に代表取締役一人の会社であれば、取締役会の承認を経ないでなされた取引であっても利益相反取引にあたらないと解される場合もある。また、取締役による受取人の変更が二六五条の利益相反に該当しないと考えられる場合の取扱として、取締役が会社を代表してこの変更を行ったことが取締役の忠実義務違反にあたるとして、会社に対して責任を求めたり<sup>(54)</sup>、当該取締役による代表権の濫用ととらえる可能性<sup>(55)</sup>がある。

(53) 森本・前掲注(28)判批一九四頁。

(54) 黒沼・前掲注(25)論文三九頁。

(55) 中西・前掲注(26)判批九八頁〜九九頁。